

主な指摘事項【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	<p>重要事項説明書及び契約書(以下「契約書等」)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。 今後については修正・追記を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、 修正・追記があることを説明し同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の記載について、運営規程と契約書等との間で記載内容が異なるため、統一した内容を記載 すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を 受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・事故発生時の対応について記載すること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。 ・記録の保存期間について、受付時から5年間となっているため、サービス完結の日から5年間とすること。 	1件
運営	勤務体制の確保等	<p>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲 を超えたものにより従業者の就業環境が害されること(ハラスメント)を防止するための方針の明確化等の 必要な措置を講じること。</p>	1件
運営	運営基準	<p>すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年2回以上実施し、その記録を保管 すること。</p>	1件
介護給付 費の算定 及び取扱 い	サービス提供体制強 化加算(Ⅰ)	<p>サービス提供体制強化加算(Ⅰ)の算定については、全ての従業者に対し、従業者ごとに個別具体的な研修 の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を 予定すること。</p>	1件

計4件